

公正取引委員会「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」改正案等(案)に対する意見

2026年3月12日、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の是正といった「企業取引研究会報告書」で示された課題に対応するため、令和7年7月以降、「企業取引研究会」(座長:神田秀樹 東京大学名誉教授)を開催し、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討を重ねてきた。これらの議論を踏まえ、公正取引委員会は、物流委託や製造委託に係る不正な取引方法に関する各種告示案および運用基準案、並びに「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」改定案を取りまとめたことをうけ、2026年4月9日に日本貿易会として下記の意見につき公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課に意見提出した。

2026年4月9日
一般社団法人日本貿易会
物流委員会

該当する命令(案)	ご意見の該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所 頁数と 行数が分かるように明記して下さい。)		意見の具体的内容	意見の理由
	頁数/行数	該当文章		
「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」改正案(別紙1)	全般	全般	<p>実務解説資料の作成・公表</p> <p>本改正案については、事業者が改正内容を正確かつ効率的に理解できるよう、改正のポイント、想定される適用場面及び実務上の留意点を簡潔に整理した解説資料を作成・公表いただきたい。</p> <p>物流関連法令に基づく荷主規制についての全体像および各法令の相互関係を一元的に整理した資料の公表</p> <p>あわせて、物流特殊指定、取適法、改正物流効率化法、貨物自動車運送事業法等、物流関連法令における荷主規制の全体像及び相互関係を一元的に整理した資料を公表いただきたい。</p>	<p>荷主に関する規制としては、物流特殊指定、取適法、改正物流効率化法、貨物自動車運送事業法その他の関連制度が並存しており、適用場面や相互関係が必ずしも直感的に理解しやすいとはいえない。</p> <p>とりわけ、物流の多重構造の解消が政策的に求められている中で、荷主に対する法規制が制度ごとに分散して提示されると、結果として規制の全体像が把握しづらくなり、実務対応にも混乱を生じ得る。</p> <p>このため、事業者による適切な理解と自主的なコンプライアンス対応を促進する観点から、各制度の対象取引、規制対象者、禁止事項・義務、相互の適用関係を横断的に整理した解説資料の公表を要望する。</p>
「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」改正案(別紙1)	P.1 上段 3～4行目	1 特定荷主が、特定物流事業者に対し運送委託又は保管委託をした場合に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。	<p>事業者の実務に即した、分かりやすい規則体系</p> <p>運送の委託はいわゆる取適法でも規制がなされており、対象となる取引等に違いがあるのは理解しているが、事業者にとって理解しやすい規制体系としていただきたい。</p>	<p>今般の改正に伴う問題ではないが、取適法と物流特殊指定の適用対象には一部重複があるものの義務や罰則等には違いがあり、事業者として必要な対応がわかりづらいため。</p>
「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」改正案(別紙1)	P.2 上段 5～7行目	3 特定着荷主が、備考第三項各号に規定する物品の引渡しを受ける場合に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることにより、特定発荷主の利益を不当に害すること。	<p>ガイドライン等での明確化</p> <p>「特定発荷主の利益を不当に害する」というのは具体的にどのような場合か、例えば特定発荷主に金銭的な損害が生じた場合以外にも、特定発荷主の利益を「不当に害する」ケースが想定されるのか、ガイドライン等でより明確にいただきたい。</p>	<p>特定着荷主としてどのような行為をしないよう注意すべきなのか、より明確にしたいため。</p>